

学校施設開放（スポーツ開放）に関する注意事項

学校開放については、近年、施設利用後の消灯、施錠忘れ、器物の破損、ゴミの散乱、利用時間を守らないなどのトラブルが多数見受けられます。特に施錠忘れは、施設の損壊だけでなく、盗難による情報流出で児童、生徒が犯罪に巻き込まれるといった影響も考えられます。学校施設を快適に利用していただくため、また学校に通う児童生徒の安全を確保するために、利用団体の皆様におかれましては、以下の点について十分御理解をいただきますとともに、各学校からの指示に従い御利用いただくようお願いします。

1 登録できる団体の条件（次の全てに該当すること）

(1) 代表者…20歳以上の成人

(2) 小田原市内に在住・在勤・在学の方が10名以上で組織された団体

※団体登録の際に提出していただく名簿には、指導者、コーチ、監督等を含め学校施設を使う方全員を記載してください。ただし、送り迎えのみの保護者等の記載は不要です（自治会や体育振興会等は従来どおり役員等を記載してください）。

「連絡先メールアドレス」は確実に連絡が取れるアドレスを登録してください。

迷惑メール対策等をされている場合は、必ず「sp-kanri@city.odawara.kanagawa.jp」からのメールを受信できるように設定してください。

また、登録時に提出した名簿に変更があった場合は、速やかに名簿を更新し提出し直してください。提出はメール（アドレス sp-kanri@city.odawara.kanagawa.jp）でも受け付けています。

2 登録対象開放校

(1) 体育館（屋内） 小田原市立小・中学校

(2) 運動場（屋外） 豊川小学校・国府津小学校・白山中学校・酒匂中学校

3 利用時間について

(1) 平日 午後5時00分から午後9時30分まで

(2) 休日 午前9時00分から午後9時30分まで

※近隣住民の皆様をはじめ、周辺に迷惑がかからないよう午後9時30分までに必ず学校敷地から出てください。特に夜間は、屋外での談笑や大声を出すなどの行為は厳しく禁止します。

4 体育館の使用について

(1) 光熱水費等の節減に御協力ください（ムダな照明点灯、必要以上の水道利用など）。

(2) 学校敷地内（体育館含む）で、煙草を含む火気等は絶対に使用しないでください。

5 備品などの取り扱いについて

(1) 体育館設備、備品等の破損が各学校で見られます。丁寧な使用をお願いするとともに、学校施設を破損するなどの事故が発生した場合には、次のとおり対応してください。

①学校への報告 その場で、市役所の守衛室（0465-33-1300）に電話する。

②スポーツ課への報告 翌開庁日に、スポーツ課（0465-38-1148）に電話する。

(2) 次の行為については、禁止ですので行わないでください。

①体育館でのフットサル等による足でボールをける行為、ソフトボール、軟式野球ボールでのキャッチボール及びバットによる素振り

②バスケットボールのダンクシュート

③ボールを壁にぶつける行為

④防球ネットへの負荷（寄りかかる、引っ張るなど）

(3) 損害賠償について

利用中に故意又は過失により学校の施設及び備品等を損傷又は滅失した場合において、原状回復できないときは、弁償していただくことがあります。

6 駐車場について

- (1) 各学校の駐車スペースには限りがあります。乗り合わせをするなど駐車場の確保に御協力をお願いします。
- (2) 学校が指定する場所以外への駐車や施設利用と関係ない時間帯の駐車はやめてください。

7 不審者、イタズラへの注意について

- (1) 施錠確認の際、校舎及び体育館周辺の安全確認を行っていただくとともに、不審者を見かけた際は、警察へ通報するなど学校の安全管理にも御協力ください。
- (2) 安全確保等のため、出入りごとに門扉を閉めてください。

8 児童・生徒の安全対策について

児童・生徒が夜間利用した際には、団体代表者、保護者等が責任を持って帰り道に付き添うなど、安全対策に御協力ください。

9 学校施設開放日誌の記入について

利用後に備え付けの「学校施設開放日誌」の記入を必ずお願いします。

10 登録団体の取消しについて

次の各項目のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他、登録団体として不適当と認められる行為をしたとき。

11 その他

- (1) 学校施設開放は、関係規則に基づき、学校教育上支障のない範囲内で開放しています。学校で行事等が入った場合は、速やかに利用を中止してください。
- (2) 学校施設の改修等で利用ができなくなる場合がありますので御了承ください。
- (3) 暴力、暴言、各種ハラスメント等の行為や、スポーツの健全性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為は行ってはいけません。
- (4) 活動時に出たごみは、責任を持って持ち帰ってください。
- (5) 団体間や団体内でのトラブル等については、当事者同士で解決してください。学校やスポーツ課では対応いたしませんので御了承ください。
- (6) 早川小学校については、登録できる団体及び利用時間に制限があります。

事務担当 文化部スポーツ課管理係
電話 0465-38-1148